

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2013 年 11 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。

[規則]

○「消費金融公司試点管理弁法」(中国銀行業監督管理委員会令 2013 年第 2 号、2013 年 11 月 14 日公布、2014 年 1 月 1 日施行)

消費者金融会社の試行規則で、2009 年の同名の弁法を廃止し、新たに制定したもの。■主な変更点は、①主要出資者の範囲を「国内外の金融機関または主要業務が消費貸付業務に適合する商品を提供する非金融企業」と規定したこと(旧弁法では「国内外の金融機関及び銀監会が認可するその他の出資者」)及び主要出資者となる非金融企業の要件を特定したこと、■②主要出資者は消費金融会社の支払いが困難になった場合に融資を行うこと、また経営の失敗により資本不足となった場合に適時に補填することを定款に記載できると規定したこと(旧弁法では規定なし)、■③消費金融会社の取扱い業務として、株主の国内子会社及び国内の株主の預金引受けが追加されたこと、■④消費貸付の上限を貸付残高で 20 万円以内としたこと(旧弁法では月収の 5 倍以内)、など。

○「中国(上海)自由貿易試験区内企業の非貨幣性資産対外投資等資産再編行為の企業所得税関連政策に関する通知」(財税[2013]91号、2013年11月15日発布・実施)

中国(上海)自由貿易試験区に登録する企業に対する企業所得税の優遇措置。■①現物出資などの資産再編行為によって資産評価額が増加した場合、それにより認識される所得は最大 5 年以内の各年度の所得に均等算入する(注:課税の繰り延べ)、■②現物出資による収入の認識時期は、投資協議が発効し、かつ実際の資産取引と持分登記手続きを完了した時とする、■③現物出資により取得した出資先企業の持分の課税基礎は元の現物の課税基礎とし、これに毎年の所得を加算する、■④5 年以内に持分譲渡、投資撤収または抹消した場合は、当年の企業所得税年度申告・清算の際に一括納税する、⑤企業は、投資協議が発効し、かつ実際の資産取引と持分登記手続きを行った日から 30 日以内に主管税務機関に届出登記を行う、など。■他の地区では現物出資による所得は当年に一括納税であるのに対し、試験区では最大 5 年の繰り延べとなる。

○「納税者資産再編の増値税関係問題に関する公告」(国家税務総局公告 2013 年第 66 号、2013 年 11 月 19 日公布、同年 12 月 1 日実施)

資産再編での増値税の扱いについての公告。過去の国家税務総局公告(2011 年第 13 号)では、現物資産、関連の債権・債務及び労働力を一括して譲渡する場合、貨物譲渡にかかる増値税は免税とされていたが、複数回にわたって現物資産と関連債権・債務を譲渡した場合も、その最終の受け手と労働力の引き取り手と同一の単位・個人であれば免税とする、としている。

[地方規則]

○「中国(上海)自由貿易試験区外商独資医療機関管理暫定施行弁法」(滬府弁発[2013]63号、2013年11月13日発布・実施)

中国(上海)自由貿易試験区での独資による医療機関設立・運営に関する規則。他の地区では香港・マカオ・台湾資本しか独資が認められていなかったが、試験区では外資一般に開放される。■主な内容は、①外国投資者の資格要件は、単独で民事責任を負うことができる法人で、医療機関への投資・管理に 5 年以上、直接従事した経験があることなど、■②独資医療機関の要件は、独立

<p>○「中国（上海）自由貿易試験区中外合作商業性訓練機関管理暫定施行弁法」（滬府弁発[2013]64号、2013年11月13日発布・実施）</p>	<p>法人で、最低総投資額が2千萬元、経営期間は20年（注：他の地区での合弁・合作医療機関の要件に同じ）、■③設立申請は、試験区の工商部門に行い、受理日から40業務日以内に上海市衛生・計画生育部門、試験区管理委員会、同工商部門が認可または不認可の文書を発行する、など。■なお、業務執行や医療設備・技術基準などは、関係法令に従うとされている。</p> <p>同じく中外合作による教育・職業訓練機関の設立・運営に関する規則。他の地区では、公益性の機関しか認められないが、試験区では商業性の機関が認められる。■主な内容は、①中外合作当事者の要件は、教育・訓練への投資・管理に従事した経験があることなど、■②設立要件は、会社として登記すること、法定代表者は教育・管理を熟知していること、教育・訓練の科目・レベル・規模に相応の専任・兼任教員と管理者がいること、経営資金が100萬元以上あること、名称には“訓練”（注：中国語は“培訓”）を使用し、“学校”、“学院”、“大学”の使用は不可など、■③設立手続きは、設立準備申請と開業申請に分かれる（注：この点は他の地区での設立手続きと同じ）。まず試験区工商分局に設立準備申請を行い、10業務日以内に試験区管理委員会が教育部門と人力資源社会保障部門に意見を聴取する。両部門の同意があった場合、企業設立申請を行い、10業務日以内に設立準備を経営範囲とする認可証書が発行される。次に、設立準備の日から6ヵ月以内に、試験区工商分局に開業申請と経営範囲の変更申請を行う、など。</p>
--	--

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
海外アドバイザー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

トピックス:【人民幣/連載】<第5回>中国現地規制の紹介3 ～親子ローン等の外債に関する規制

人民幣/連載の第5回のテーマは「親子ローン等の外債に関する規制」を取り上げます。

1. 人民幣建て外債に関する規制緩和

中国における外債とは、中国国外（香港等を含む）からの借入を指しますが、これには主に本邦親会社から中国子会社への親子ローン等が該当します。

人民幣建てでの外債は、人民幣建て出資と同じく2011年10月に発表された商務部と中国人民銀行の通達により正式に解禁、以降の通達で管理方法も明確化されました。

2. 人民幣建て外債の広がり

親子ローン等の外債は、これまで外貨（外貨とは米ドルや日本円などの人民幣以外の通貨を指します、以下同じ）で行うのが一般的でしたが、最近はこれを人民幣とする事例が増えてきています。

人民幣が選択される場合の理由としては、主に以下の理由が挙げられます。

- ① 債務を負う中国子会社に完済までの為替リスクがないこと。
- ② 現地資金使途が人民幣支払いである場合に両替不要であること。
- ③ 人民幣借入が現地金利水準に縛られず合理的な範囲内で自主的に金利決定できること、等。

3. 外債枠管理

人民幣建て外債は、外貨建て外債と合算で「投注差（投注差とは投資総額から登録資本金を差引いた外債登記の限度額のこと）」の外債枠内で抑える必要があります。

また、人民幣建て外債は、外債枠管理において外貨建て外債と以下2点が大きくことなります。

- ① 期間1年以内の短期外債も発生額ベースで管理、返済後も外債枠復活不可。
- ② 2回目のロールオーバー以降、新たな外債枠を費消。

4. 人民幣建て外債の手続き

(1) 外債登記の申請

外債登記の申請時に、外貨管理局宛て提出する書類は外貨建て外債の場合と基本的に同じですが、その他に人民幣建て外債の使途説明を提出する必要があります。

(2) 外債専用口座の開設と使用制限

人民幣建て外債を行う場合、中国子会社は「人民幣建て外債専用口座」を開設。入金された人民幣は借入契約書に記載された資金使途通りに支払いされることを銀行が確認します（外貨建てでも同様です）。

【注意事項】人民幣取引の実行にあたっては弊行所定の審査が必要となる場合がございますので、人民幣取引につきましては事前に弊行お取引店までご相談ください。

株式会社 三菱東京UFJ銀行
国際業務部 地域戦略グループ

【人民幣/連載】全8回で各回テーマは以下の予定です。「第1回：人民幣国際化の進展」「第2回：本邦での取引拡大」「第3回：中国現地規制の紹介1」「第4回：中国現地規制の紹介2」「第5回：中国現地規制の紹介3」「第6回：人民幣取引の留意点」「第7回：取引事例の紹介1」「第8回：取引事例の紹介2」。

CHINA WEEKLY

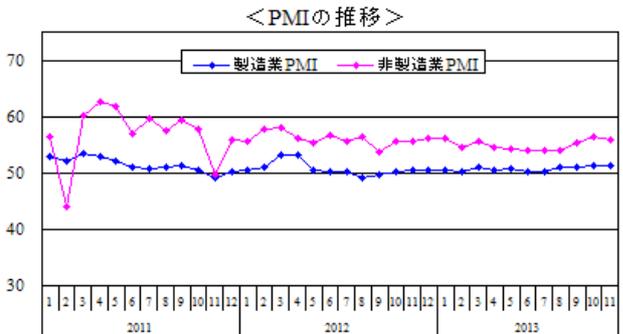
WEEKLY DIGEST

【経済】

◆11月の製造業PMI指数 51.4 前月と横ばいの高水準

中国物流購買連合会、国家統計局の1日の発表によると、11月の製造業PMI指数は51.4と、前月から横ばいの高水準で2012年4月以来の最高水準を維持し、14ヶ月連続で景況感の分岐点となる50を上回った。主要項目のうち、生産高指数は前月比+0.1ポイントの54.5と、5ヶ月連続で上昇し、製造業PMI指数の連続上昇を後押しした。購買量指数は前月比+0.9ポイントの53.6と、4ヶ月連続で上昇。新規輸出受注指数は前月比+0.2ポイントの50.6、輸入指数は同+0.5ポイントの50.5と、それぞれ上昇した。

一方、原材料在庫指数は前月比▲0.8ポイントの47.8、新規受注指数は同▲0.2ポイントの52.3と、2ヶ月連続の下落となった。また企業規模別では、大企業が前月比+0.1ポイントの52.4、中企業が前月比で横ばいの50.2となった一方、小企業が同▲0.2ポイントの48.3と、4ヶ月連続で下落した。同局は、11月の製造業PMI指数は製造業の安定した上向き傾向を示したものの、継続的な成長維持には力不足と指摘している。なお、11月の非製造業PMI指数は56.0となり、前月比0.3ポイント下落した。



【貿易・投資】

◆湖南省、海南省 12月1日より最低賃金を引き上げ

湖南省、海南省の人力資源社会保障部はこのほど、12月1日からの最低賃金の引き上げを発表した。湖南省の月額最低賃金は従来の1,160元から1,265元へ、海南省は1,050元から1,120元へとそれぞれ引き上げられた。今年に入り最低賃金の引き上げを実施した省・市・自治区は27地域に上り、うち、現在の最低賃金の最高額は上海市で1,620元、次いで深圳市、広州市の1,600元、1,550元の順となっている。

※各都市の最新の最低賃金については下記リンクよりご覧頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/313120401.pdf>

◆企業の賃金上昇率、通年で9.3%の見込み

政府系機関の中国人力資源開発研究会はこのほど発表した『2012-2013年度報酬指数白書』で、今年第1、第2、第3四半期の中国国内企業の賃金上昇率はそれぞれ8.3%、12.3%、10.4%となり、通年では9.3%になるとの見通しを示した。今年に入ってからの上昇率は、企業形態別では民間企業が最高で、伸び率(中央値)10%だったのに対し、国有企業、外資企業はともに約1%と低水準な伸びに留まった。業種別では、総合サービス、ハイテク、メディアが上位3位を占め、いずれも10%超の上昇率となった一方、労働集約型産業は穏やかな伸びに留まった。第3四半期の上昇率を都市別に見ると、一線都市(大都市)の北京市、上海市、広州市がそれぞれ9.7%、10.3%、10.6%、二線都市(中都市)の天津市、成都市、重慶市が10.7%、11.8%、10.6%と、二線都市が一線都市の伸びを上回っている。企業規模別では、従業員500人以下の上昇率が500~1,000人規模の企業を上回った。

【金融・為替】

◆外管局 国際収支申告の管理を強化

国家外貨管理局(外管局)は11月22日、国際収支申告の基本を定める「国際収支統計申告弁法」を改訂したことを発表した。1996年1月の実施から17年が経た同弁法は、対外決済規模が日々拡大する中で、決済の内容、類型、方式の多様化という新たな状況に対応しきれていないことが背景にある。今回の改訂では、中国居住者個人に対し、海外に保有している金融資産・負債を新たに申告範囲に入れた他、非居住者に対し、中国域内で発生した商取引に伴う決済について、国際申告を行わなければならないことを明確にした。国境を跨ぐ国際資本移動が活発になり、監督管理の難しさが増すなか、当局は今回の改訂により、クロスボーダー資金移動へのモニタリングの強化を目指している。なお、実施は2014年1月1日となる。

◆銀监会 消費者金融業務の試行を拡大

中国銀行業監督管理委員会（銀监会）は11月22日、「消費者金融会社試行管理弁法」の改訂を発表した。同弁法は消費者金融会社（※）の設立全般に関する規定で、消費者金融業務を中国で試験的に行う為に、2009年7月に初めて制定・実施された。銀监会は、一層の緩和措置を盛り込んだ今回の改訂により、民間資本の参入を促し、同業界の更なる発展を図るとの考えを示した。具体的には、試行地域について、従来の4都市（北京、天津、上海、成都）に、10都市（瀋陽、南京、杭州、合肥、泉州、武漢、広州、重慶、西安、青島）を追加し、さらに「経済貿易緊密化協定（CEPA）」に基づき香港・マカオ企業による広東省（含む深圳市）での消費者金融会社の設立も認めた。但し、従来同様に、原則「1地域1社」のルールに従い、新規設立の承認は12社に留める予定。また、出資者については、主要出資者の出資比率を従来の50%から30%に引き下げた他、主要出資者となれる投資者を従来の国内外の金融機関から適格非金融企業を含む範囲にまで拡大。営業地域については、銀监会の認可を取得すれば、会社登記地以外の地域での業務展開も可能になる。貸付金上限については、従来の借入人の月収の5倍から20万人民元に変更し、より明確な基準とする等の措置が盛り込まれた。なお、実施は2014年1月1日となる。

※：消費者に向け、個人消費を目的とする小口貸付サービスを提供する会社を指し、住宅と自動車の購入は個人消費の目的に含まれない。

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2013.11.25	6.0922	6.0919~6.0930	6.0926	-0.0010	5.9891	-0.0413	0.78583	-0.0001	8.2434	0.0191	4.9000	2288.46	-10.77
2013.11.26	6.0924	6.0920~6.0930	6.0927	0.0001	6.0060	0.0169	0.78586	0.0000	8.2641	0.0207	4.7600	2285.28	-3.18
2013.11.27	6.0925	6.0919~6.0930	6.0924	-0.0003	5.9913	-0.0147	0.78590	0.0000	8.2760	0.0119	4.7700	2304.15	18.87
2013.11.28	6.0925	6.0920~6.0935	6.0925	0.0001	5.9612	-0.0301	0.78587	-0.0000	8.2889	0.0129	4.9200	2323.23	19.08
2013.11.29	6.0923	6.0922~6.0947	6.0932	0.0007	5.9575	-0.0037	0.78586	-0.0000	8.2899	0.0010	4.7200	2324.35	1.12

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

今週のRMB レビュー&アウトルックの掲載はお休みさせていただきます。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。